

議案第79号

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議について

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理する事務のうち、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を廃止し、及び次のとおり鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を変更する協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月11日提出

日野町長 景山享弘

鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議が必要な理由と概要

1 背景

鳥取県西部広域行政管理組合が共同処理する事務のうち、視聴覚ライブラリーは、学校教育、社会教育の場において、視聴覚教材の提供及び教材・機材の利用指導を行うことを目的に、昭和60年4月1日に発足した。業務内容は、視聴覚教材・機材の収集、保管及び貸し出しを行うことのほか、視聴覚教育の調査、研究及び指導、視聴覚教材の制作などである。

近年、教材等の貸出件数が年々減少してきたことなどを受け、平成23年度に組合議会から当該事務の効率性及び共同処理事務としてのあり方並びに今後の運営方針を検討するよう指導を受けた。

それを受け、関係団体へ利用状況等についてのアンケート調査を行った結果、「近年の利用実績がない」とする回答が半数近くあった。また、ライブラリーについて「なくてもさほど困らない」「困らない」とする回答も6割近くにのぼり、16ミリ教材を「利用したい」とする回答は1割以下、ビデオ教材についても「利用を全く考えていない」とする回答も約6割あった。

以上の調査結果や教材貸出件数の減少等を踏まえ、平成24年11月の視聴覚ライブラリー運営委員会において、今後の運営方針等について議論がなされ、①ライブラリーは平成27年度末を目途に廃止する。②平成25年度以降は新規教材は購入しない。③教材等の有効活用を検討する。という方針が決定し、組合教育委員会、正副管理者会議、組合議会の了承を得た。

組合規約を変更する場合は、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるため、このたびの定例会に議案を上程するものである。

2 内容

鳥取県西部広域行政管理組合規約第3条に規定する共同処理事務から、視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を削除するため、規約別表中第6項(視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること)を削り、以降1項ずつ繰り上げる。

3 附則規定

平成28年4月1日から施行する。

鳥取県西部広域行政管理組合規約の一部を改正する規約

鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）の一部を次のように改正する。

別表中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県西部広域行政管理組合規約新旧対照表

鳥取県西部広域行政管理組合規約（昭和47年6月1日許可）

改 正 後	改 正 前
本 則 (略)	本 則 (略)
<p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。</p> <p>2 不燃物処理施設(境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。)の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>4 消防事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)に関すること。</p> <p>5 病院群輪番制病院に関すること。</p> <p>6 火葬場の設置及び管理運営に関すること(境港市に係るものと除く。)。</p> <p>7 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。</p> <p>8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。</p> <p>9 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること(境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものと除く。)。</p> <p>10 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>11 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務 (2) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)に基づく事務 (3) 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務 (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務 	<p>別表 (第3条関係)</p> <p>1 広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整に関すること。</p> <p>2 不燃物処理施設(境港市が設置するリサイクルプラザ建設事業に係る不燃物中間処理施設を除く。)の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>3 広域福祉センターの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>4 消防事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。)に関すること。</p> <p>5 病院群輪番制病院に関すること。</p> <p>6 視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること。</p> <p>7 火葬場の設置及び管理運営に関すること(境港市に係るものと除く。)。</p> <p>8 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること。</p> <p>9 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること。</p> <p>10 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること(境港市、日南町、日野町及び江府町に係るものと除く。)。</p> <p>11 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること。</p> <p>12 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)第2条の規定により関係市町村が処理することとされた次に掲げる事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を鳥取県から収受する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に基づく事務 (2) 火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)に基づく事務 (3) 火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務 (4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく事務